

第15回帯広市農業委員会議事録

平成29年8月30日、第15回帯広市農業委員会をとち大平原交流センターに招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時15分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について
第4号	農地等賃貸借の解約等の通知について
議案 第1号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第2号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第3号	農地の転用許可申請に対する決定について
第4号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第5号	農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する決定について
第6号	農用地利用集積計画の案の決定について

3. 署名委員 9番 森 和裕 委員
11番 吉田 利彦 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	欠席
3	合歡垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	欠席
8	廣瀬 文彦	欠席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	欠席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 22名
欠席委員 4名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	今井 祐一	出席
農地係主査	森田 公樹	出席
農地係主任	森 慎太郎	出席
農地係係員	遠藤 優樹	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第15回帯広市農業委員会を開会いたします。 はじめに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。 本日の出席委員は22名でございます。議席番号8番廣瀬文彦委員、10番吉田宏一委員、15番野原委員、20番小倉委員につきましては、欠席の申し出がございました。
議長	本日の議事につきましては、報告が4件、議案が6件でございます。 報告は以上でございます。 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、9番 森委員、11番 吉田利彦委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
事務局(逢坂課長)	それでは、報告案件に入ります。 報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。 農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。 (報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
中谷 会長	それでは、十勝農委連の臨時総会について私から若干説明をさせていただきます。 (十勝農委連臨時総会の報告)
議長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご質問等が無いようですので、報告第1号はこれで終わります。 次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」および第3号「農地利用状況調査(農地パトロール)の結果について」を一括して報告いたします。
高田調査委員長	まず、7月分の調査結果について、高田調査委員長より報告をお願いします。 7月25日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番22から25の4件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 つづきまして、報告第3号農地利用状況調査についてですが、第5回目の調査を、現況証明の現地調査と併せて実施いたしました。南町19ha、稲田町78ha、空港南町120ha、合わせて217haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等の問題のある土地利用は無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。以上で、7月分の報告を終わります。

議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、8月分の調査結果について、河瀬調査委員長よりお願いいたします。</p>
河瀬調査委員長		<p>8月分につきましては、現況証明の申請案件がございませんでしたので、報告第3号農地利用状況調査の結果についてのみ報告いたします。10日に実施いたしました第6回目の調査結果ですが、桜木町1, 006ha、大正町(加賀)562ha、合わせて1,568haの農地を調査しましたところ、耕作放棄地及び無届転用等の問題のある土地利用は全く無く、いずれの地区も農地の利用状況は適正であると認められました。以上で、8月分の報告を終わります。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご質問等が無いようですので、報告第2号および第3号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第4号「農地等賃貸借の解約等の通知について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(逢坂課長)		(報告第4号について朗読・説明)
議	長	<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご質問等が無いようですので、報告第4号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(森田主査)		<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番19から22の経営移譲に伴う使用貸借権の設定2件、贈与による所有権の移転2件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上附番19から22までの4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議	長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(今井係長)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第2号、「1.農用地利用計画」附番8から9の農業用施設用地への用途変更2件、および「2.農地転用計画」附番8から9の農業用施設建設のための農地転用2件について調査書に基づき朗読・説明)

まずは、「1.農用地利用計画」附番8および「2.農地転用計画」附番8です。

申請者は乳牛62頭を飼育する酪農経営を行っており、今回、経営規模拡大のため乳牛10頭の増頭を予定し、育成牛舎の建設を計画したものです。なお、増頭分については自家繁殖による増頭を計画しております。既設敷地には牛舎を建設する余地が無いことや周辺農地や周辺環境に影響が少ないと思われるので、転用は止むをえないものと考えます。

つづいて、「1.農用地利用計画」附番9および「2.農地転用計画」附番9です。申請者は畑作経営を行っており、経営規模拡大のため大型機械を導入し経営安定を図ってまいりました。しかし、既存の格納庫が手狭になり、入りきらない農機具が野外に置かれている状態となっていることから、農機具格納庫の建設を計画したものです。周辺農地や農業施設の使用に対して影響が少ないと思われることから、転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。

議 長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1.農用地利用計画」の附番8および「2.農地転用計画」の附番8を一括して岩城委員よりお願いいたします。

岩 城 委 員

それでは意見を申し上げます。申請者は中島町で乳牛62頭を飼育する酪農経営を行っております。経営規模拡大のため10頭増頭を予定し、育成牛舎の建設を計画したものです。既設敷地には建設する余地が無いことや、周辺農地や周辺環境に影響がないと思われしますので、転用することは止むを得ないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。続いて、

「1.農用地利用計画」の附番9および「2.農地転用計画」の附番9を一括して堀口委員よりお願いいたします。

堀 口 委 員

それでは意見を申し上げます。申請者は富士町で畑作経営を行っている農家です。経営規模拡大のために大型機械等を導入して営農しておりましたが、既設の格納庫に入りきらない農機具が野外に置かれている状況であることから、農機具を格納するための格納庫の建設を計画したものです。周辺農地や周辺環境に影響がないと思われるので、転用することは止むをえないものと考えます。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更について、ご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議	長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更に異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井係長)		<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第3号、附番3から4の農機具格納庫の建設および通路等造成のための農地転用1件、作業員車両および建設資材置場造成のための一時転用1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>附番3につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p> <p>つづいて附番4です。申請者は、平成28年6月28日第37回総会で許可された馬鈴薯貯蔵施設および豆類荷受ヤードの建設を行っておりますが、平成29年度に入り長いも加工施設の認可が下りまして、平成30年度より建設することになっております。しかし、建設資材の置場及び建設資材搬入車両・工事従事者車両の確保が必要となり、一時的に農地を転用する計画を立てたものです。既存施設の中に確保する余地が無いことや、周辺農地にも影響がないことから、農地を一時転用することは止むを得ないものと考えます。説明は以上です。</p>
議	長	<p>それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番3について、堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀口委員		<p>それでは意見を申し上げます。附番3ですが、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、農業経営に必要な農機具を守る観点から、格納庫建設のための農地転用は、やむを得ないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。続いて、</p> <p>附番4について、吉田利彦委員よりお願いいたします。</p>
吉田利彦委員		<p>それでは意見を申し上げます。附番4につきましては、現在建築中および今後の建築資材置場や工事作業員車両、資材搬入車両の駐車スペースを確保するために、一時的に農地転用しようとするものです。周辺農地には影響が無いことから、一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		<p>(なし)</p>
議	長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>

事務局(今井係長)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番8、9の育成牛舎等建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件、砂利採取のための一時転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)

附番8につきましては、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

つづいて附番9です。申請地は樹木苗圃場として使用されておりましたが、表土から砂利層までが近く、樹木の圃場としては適さないことから、砂利を採取して表土を確保することにより農地として使用できるようにするものです。一時転用の完了後には優良農地となることから、今回の一時転用はやむをえないものと考えます。なお、本件は30aを超えておりますので、北海道農業会議常設審議委員会に函ることといたします。説明は以上です。

議長

それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番8について、岩城委員よりお願いいたします。

岩城委員

それでは意見を申し上げます。附番8ですが、議案第2号でご説明した内容のとおりであり、農業経営規模拡大に必要な育成牛舎への転用については、やむを得ないと考えます。

議長

ありがとうございました。続いて、

附番9について、高橋委員よりお願いいたします。

高橋委員

それでは意見を申し上げます。附番9ですが、申請地は樹木苗圃場として使用されておりましたが、表土から砂利層が近く、圃場として適さないことから、砂利を採取して表土を確保することにより農地として使用できるようにするものです。一時転用の完了後には優良農地となることから、今回の一時転用はやむをえないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、附番8および9については申請どおり許可することとし、面積が30a超となっている附番9については、許可相当として北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に議案第5号「農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

(議案第5号、附番1の砂利採取のための一時転用期間の延長1件について、調査書に基づき朗読・説明)

当該地は平成29年1月30日付帯農委第114号で全体採掘量の変更を行った案件ですが、平成28年度の台風被害による災害復旧工事を原因としてダンプトラック等の

		確保が困難となり、砂利採取の許可期限である平成29年8月31日までには完了できないことから、1年間の工期延長申請があったものです。この結果、許可期間は合計で2年間となりますが、『農地法関係事務に係る処理基準』第6において一時転用許可の判断基準とされている「3年以内」を超えないことから、工期変更を許可すること自体に問題はなく、また、今回の事由はやむを得ないものと考えます。説明は以上です。
議	長	それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。
		附番1について、合歓垣委員よりお願いいたします。
合 歓 垣 委 員		ではご意見を申し上げます。附番1ですが、既に許可されている案件でもあります。工事内容に変更は無く、工期延長のみの変更であること、それから変更理由につきましては災害復旧を優先したことによるものということであることから、一時転用についての工期延長はやむを得ないものと考えます。意見は以上です。
議	長	ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		次に議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(木原専門員)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。
		(議案第6号、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番9から10の売渡2件について、調査書に基づき朗読・説明。)
		以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えられます。
議	長	これより議案の審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、原案のとおり決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。
		「農業委員会活動平成28年度 点検評価 及び 平成29年度 活動計画 について」、事務局より説明願います。
事務局(今井係長)		(農業委員会活動平成28年度 点検評価 及び 平成29年度 活動計画についての説明)
議	長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委 員)		(なし)

議	長	ご質問等が無いようですので、これで終わります。
		他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
		今回、事務局からの案件は特に無いようですが、
		委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議	長	(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(森主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局	長	ご起立願います。お疲れさまでした。